

平成31年 2月 4日

保険医療機関

保険薬局

柔道整復師、鍼・灸・マッサージ師

訪問看護ステーション

各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

平成31年4月診療分から、

横浜市の小児医療費助成制度の対象が拡大されます。

- ・通院助成の対象が、小学6年生までから、**中学3年生まで**となります。
- ・従来、小学4年生から小学6年生まで、通院1回につき負担上限額500円の負担金が発生していましたが、新たに中学1年生から中学3年生まで、対象を拡大いたします。
(入院及び保護者の市民税が非課税の場合は負担金徴収対象外)
- ・500円の負担金徴収対象は、
医科、歯科、柔道整復、鍼・灸・マッサージ、訪問看護です。
- ・調剤(院外薬局)は、
負担金徴収対象外のため自己負担分(3割)が助成されます。

※制度の対象拡大に関する詳しい内容については、
横浜市ホームページをご覧ください。

担当：審査管理部審査管理課

TEL：045-329-3411